

◇ 資 料 ◇

ミヒャエル・フェルスター

不法に仕えた法律家（5）

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー
(1876—1970年) の生涯と業績

本 田 稔* (訳)

目 次

- 第1章 序 文
- 第2章 生立ちと教育課程
- 第3章 裁判官への任用と最初の学術論文の公表
- 第4章 帝国司法省への昇進 (以上, 384号)
- 第5章 事 務 次 官
- 第6章 帝国司法大臣代行 (以上, 385号)
- 第7章 独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行 (以上, 386号)
- 第8章 いわゆる「安楽死作戦」
- 第9章 「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置
(以上, 389号)
- 第10章 ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪 (以上, 本号)
- 第11章 「夜と霧」——司法の犯罪
- 第12章 ニュルンベルク裁判における証人および被告人として
- 第13章 年 金 闘 争

第10章 ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪

シュレーゲルベルガーが統括していた司法機関は、東ヨーロッパの諸民族を隷属化させ、ヨーロッパのユダヤ人および遊牧民を絶滅することを目標に掲げたドイツの絶滅機構の一部を構成していた。アメリカ占領地区の軍政府裁判所の裁判官は、

* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

シュレーゲルベルガーが「ポーランド人と全ヨーロッパのユダヤ人を絶滅させる」¹⁾ための法律と命令の公布に関与したとして、彼をとくに強く非難した。その中でも、1941年12月4日のポーランド人およびユダヤ人刑法令²⁾は、この両民族に対する犯罪への司法機関の関与と同じことを意味するものであった。もっとも、ドイツ人によって企てられた絶滅作戦は1933年に開始され、この刑法令はその後の過程の一部でしかなかったことは言うまでもない。

ユダヤ人の絶滅に関して、ラウル・ヒルベルクは、この絶滅過程を2つの局面に区分している³⁾。それは、1933年から1940年までの亡命の局面と1941年から1945年までの絶滅の局面である。このように区分した場合、ヒルベルクの見解によると、後者の絶滅の局面へと至る過程は、3つの段階を通じて準備された。それは鑑別、没収、収容という同時に国外追放を促した3つの段階であった。犠牲者の鑑別は、どちらかといえば害が少なく思われたが、それはその後の措置を受けることを決定する重要な条件であった。ユダヤ人は、1933年まで非常に強くドイツ社会に統合されてきたが、没収によって最終的にドイツ人から分けられた。収容は、絶滅の直前の段階であった。

ドイツの官僚は、その時々と時期に与えられた権限の範囲内においてユダヤ人の絶滅に奉仕した。ヒルベルクは、そのドイツの官僚こそが実行犯であったと的確に記した。彼らは、例えば命令を起草すること、車両の出発準備のようなルーティーンな作業に従事すること、また端的にガス室の入口に立って作業に従事すること、このような作業を通じてユダヤ人の絶滅に奉仕した⁴⁾。ヒルベルクは、このように述べてドイツ司法機関の内部にいる実行犯の役割だけでなく、シュレーゲルベルガーの役割をも印象的に記した。

権力掌握の直後の1933年3月上旬、すでにユダヤ出自の弁護士と裁判官が、「ユダヤ人排斥」のスローガンのもとで、突撃隊の集団によって司法機関の建物から閉め出され、街頭に追いやられ、罵倒され、そして暴行を受けた。彼らは、気まずそうに見て見ぬふりをする人々の前で陵辱され⁵⁾、例えば「私は厚顔無恥なユダヤ人であり、これ以上不満を述べるつもりはありません」と書かれたプラカードを首に掛けられ、中には刑務所に収容された人もいた。それは、後に「保護拘禁」という婉曲的な表現によって表された⁶⁾。ユダヤ人の弁護士の中には、彼らの住居において、突撃隊の宿舎の地下貯蔵庫において、あるいは強制収容所において殺害された者もいた⁷⁾。

1933年3月27日、プロイセン司法行政部を担当する帝国委員に任命されたハンス・ケルルは、「現職のユダヤ人弁護士と裁判官の尊大な振る舞いに対して民族の

怒りが高揚したこと」をきっかけにして、全てのユダヤ人裁判官と弁護士を休職させ、限られたユダヤ人弁護士だけに裁判所の建物への入構を許可することを通知した⁸⁾。国家社会主義ドイツ労働者党の党幹部は、4月1日、「ユダヤ人の商店、ユダヤ人の商品、ユダヤ人の医師およびユダヤ人の弁護士」を排斥するよう呼び掛けた⁹⁾。ユダヤ人が運営する法律事務所の前に突撃隊のポスターを貼って、そこへの立ち入りを妨害した。

1933年4月4日、白髪のヒンデンブルクは、ヒトラー宛てに手紙を書いた。「戦争で負傷した裁判官、弁護士、司法官僚は、申し分のない職務を遂行してきました。それにもかかわらず、彼らがユダヤの出自であるというだけの理由で、強制的に休職に追い込み、その後は退職させたという一連の事態について、数日前に報告を受けました」¹⁰⁾。戦傷経歴のある官僚をそのように扱うことは、彼自身には「全くもって耐え難い」ことであった。彼の感覚からすれば、そのような官僚、裁判官、教師、弁護士は、戦争で負傷し、また前線の兵士として戦った、あるいは「戦死した息子や父親」であった。彼らはその職に就いたままにしておかなければならない。「彼らに、ドイツのために戦い、血を流した功績があるなら、彼らはその後も祖国に奉仕したも同然であると思われるべきです」とはいえ、そのような事実は、一部の者によるユダヤ人に対する暴力的な迫害措置を原則的に中止するよう帝国大統領に迫ることを意味しなかった。

謀殺に至るまでの血生臭い暴力行為がユダヤ人に対して行われたが、それに対するヒンデンブルクの反応は、ある人々の特徴を余すところなく示した。その人々は、若干の犠牲者については本当に驚いた。しかし、その犠牲者、つまりユダヤ人がドイツ社会にあまりにも影響力を行使してきたために、この数日間の国家社会主義的な民族的陶酔の中で、暴力行為の実行犯が大目に見られていることに理解させ示した。あの驚きは、その理解によって中和された。ヒンデンブルクの反応は、そのような人々の態度の特徴を余すところなく示した。それは、ヒンデンブルクを崇拜するフランツ・シュレーゲルベルガーの態度でもあった。エリ・ネイサンズは、ユダヤ人の迫害に際して果たした彼の役割を詳細かつ見事に叙述している。ネイサンズは、シュレーゲルベルガーと司法省が、排斥運動によって解き放たれた反ユダヤ主義の圧力に対して、ある時には譲歩し、またある時には抵抗し、またある時には司法省を防衛するための試みを通じていかに対応したかを記している¹¹⁾。事務次官は、一方で排斥運動がユダヤ人の営業の自由に対する違法な侵害ではないことを明確にする法律を起草しなければならなかった。違法な侵害であるならば、損害賠償の請求がなされるが、裁判所がそれをめぐって新しい政権と不仲にならないよう

にするために法案を起草しなければならなかった。他方で、全てのユダヤ系の弁護士を法実務から排除するよう求めたケルルとフランクの要求を、シュレーゲルベルガーはギェルトナーと協力して斥けることに成功した。先に挙げたヒンデンブルクの手紙に基づいて、ヒトラーは前線の兵士または戦死した息子や夫であった弁護士や官僚、あるいは1914年以前にその職に就いていた弁護士や官僚を留任させることに同意したが、それは白髪の大統領の権威によるところが多かった。それとは別に、1933年4月7日の職業官僚制の再建のための法律¹²⁾と同日に制定された弁護士業の許可制に関する法律¹³⁾によって、ユダヤ人弁護士の4分の1とユダヤ人官僚の3分の1ないし2分の1が職を失った。

シュレーゲルベルガーのような国家社会主義者は数少なく、だから彼はニュルンベルクの法律家裁判において次のように説明した。「私自身にとってユダヤ人問題のようなものはありませんし、以前にもありませんでした。私の立場は、次の通りです。ある人種が他の人種を見下し、それを絶滅することを望むならば、それは思い上がりでしかありません。国家が社会問題の枠組みにおいて人口の過剰を防ぐ必要があると見做したならば、人道的な方法を通じてそれを行うことができます。また、そうしなければなりません¹⁴⁾。その被告人は、アメリカ占領地区の軍政府裁判所の裁判官に対して、1933年3月と4月の反ユダヤの措置に関して次のように主張した。「党がユダヤ人弁護士を非難したとき、私はヒトラーのところに行き、ユダヤ人弁護士には名声の高い実務家と研究者が多いうこと、私自身もその一部の人々と著作活動を共にしたことがあり、その人々をその職から追放することは耐えられないことを説明しました。ヒトラーはそれに納得しました。私が党の要請を拒否することを伝えると、それに賛同を得ることに成功しました¹⁵⁾。シュレーゲルベルガーは、しばしば大袈裟な行動をとることもあった¹⁶⁾。ヒンデンブルクの決定的な役割を自分が担ったかのように振る舞うこともあった。そうであっても、彼が相互に反ユダヤ主義の見解を表明し、行動を称賛しあう体制側の支持者の1人ではなかったことは歴然としている。

シュレーゲルベルガーがアメリカ占領地区の軍政府裁判所に対して供述したユダヤ人に対する態度によって、その被告人を美化し、正当化することはできない。それは、彼の経歴によって示された1つの態度であり、彼がニュルンベルクにおいて明確に述べることができたのは確かである。「私が学生時代を共に過ごし、今日までの変わらぬ友情で結ばれ1人は、粹のユダヤ人です。あの時代、私は彼を守ることに成功しました。彼は以前就いていた裁判官職に再び就任しました。私の主治医はユダヤ人ハーフです¹⁷⁾。シュレーゲルベルガーが言及した学生時代の友人とは、

シュレーゲルベルガーと同様に1876年にケーニッヒスベルクで生まれ、1919年以降、ベルリン上級州裁判所の判事を務めたアレクサンダー・コーンのことである。コーンは、ニュルンベルク法が成立した後、シュレーゲルベルガーが自分を探して次のように述べたと宣誓供述した。「私は、変わることなく続くものがある、それは古くからの友情であるということを伝えたいと思います」¹⁸⁾。帝国司法省の責任者を長年務めたクルト・ヨエルは、国家社会主義の人種立法によって「純血ユダヤ人」に等級分けされたが、シュレーゲルベルガーは彼を援助することを試みた。この元帝国司法大臣は、他の人の援助のおかげで実際に迫害を逃れ、生き延びることができた。彼は、1945年4月にベルリンで逝去した¹⁹⁾。このように見てくると、シュレーゲルベルガーがニュルンベルクにおいて自身のために主張したとき、その中には真実が含まれていたといえる。「司法省には純粋のアーリア系ではない官僚もいました。私は彼らを職務に従事させました。……党が頑なに排除を要請したにもかかわらず、純粋のアーリア系ではない裁判官、あるいは親戚にユダヤ人がいる裁判官の相当数を留任させました。私は、親戚にユダヤ人がいる様々な混血の人々に気を配りました。彼らを住居から追い出し、国外追放するのを可能な限り防ぎました」²⁰⁾。

しかし、ユダヤ人の学友や同僚との友情があっても、また長期に渡って司法省の責任者を務めた人への敬意を抱いていても、それによってシュレーゲルベルガーが国家社会主義のドイツにおける国家主義的熱狂に陶醉することは妨げられなかった。それは、すでに引用された言葉によって、大袈裟であるが誠実な言葉によって明瞭に表明されていた。それは、シュレーゲルベルガーが1934年の著書『立法に関する我が時代の職務について』において用いられた言葉である。「我々は、本来的な私という文化と世論から、すなわち私の多様性に対する配慮から自由になった。つまり、我々は、我が国の力の根本にあるものに対して、我々と民族との結合に対して、そして我々の民族における結合に対して光を当てたのである。それは驚くべきことであり、我々の時代における精神の高揚である」²¹⁾。この新しいドイツの民族共同体において居場所を失ったのは、自由主義者と反体制派だけではなかった。ユダヤ人もまた同じであった。しかも、シュレーゲルベルガーはそれを全面的に受け入れたようである。彼は国家社会主義者の人種主義的迫害を断罪したが、国家はユダヤ人が過剰に増加するのを社会問題の範囲において防ぐことが必要であると見なしていることに彼が理解を示したとき、ユダヤ人が彼にとってドイツ民族共同体の中にある異物であることを、彼は自ら法律家裁判において間接的に認めたと考える²²⁾。シュレーゲルベルガーは、それは人道的な手段で行われるべきであると考え

たが、最終的に彼の言葉には、少なくともユダヤ人を社会的に排除することを部分的に正当化することが含まれていた。シュレーゲルベルガーは、この立場に立って、指導的な位置から学友と同僚を迫害し、最終的には彼らの家族と友人を絶滅する体制を支える準備を進めたのである。彼がユダヤ人の同僚と友人の扱いについて抱いたルサンチマンは、これまで言われてきたような全体としての「共同体」に対する「固有の私という文化」であり、もはやそれを斥けなければならなかった。彼のユダヤ人の学友と同僚からその社会的基盤を奪い、最終的に彼らの絶滅を目論む体制を拒絶するのか、それともこの人種主義の絶滅作戦にあたって自ら指導的な地位に立って、それを下支えするのかという選択を迫られる前に、シュレーゲルベルガーは後者を選択することを決めていた。

ユダヤ人に対するこの作戦行動には法律と命令が伴ったが、それらを概観すると、人気のない古い檜の巨木が倒壊するさまが脳裏をよぎる。まず、枝が次から次へと切り落とされ、新芽が摘み取られ、そして古い幹が倒され、切断され、焼却され、最後には、広がった根本を取り除くことによって、かつてそこに在った記憶は永遠に消し去られた。ドイツとヨーロッパにおけるユダヤ人の生活がそれであった。

まず1935年4月の職業官僚制度の再建のための法律によってユダヤ人官僚を自由に罷免できるようにした後、1935年9月に凶器ともいえる法律を伴った大提案が出された。党大会は、毎年ニュルンベルクで開催され、1935年は「自由の帝国党大会」のスローガンを掲げて行われたが、ヒトラーは党大会の閉幕のために召集した帝国議会において、2つの法律を成立させた。いわゆるニュルンベルク人種法として悪名の高い帝国公民法とドイツ人の血統およびドイツ人の名誉の保護のための法律であり、両法とも1935年9月15日に制定された²³⁾。帝国公民法は、「ドイツ人または同種の血統」を有する者のみが帝国公民たりうると定めた。その当時まだ職に就いていた「ユダヤ人官僚」には、1935年11月14日の施行令²⁴⁾によって退職するよう命ぜられた。施行令は、とくに「ユダヤ人」と「ユダヤ混血種」の概念を定義した。帝国公民法3条を理由に、ユダヤ出自の239人の裁判官と検察官は職を解かれた²⁵⁾。刑罰法という凶器による一撃が、血統保護法によってユダヤ人に向けられた。司法省は、帝国司法省の穏健な代表者の影響もあって、「アーリア人」とユダヤ人の異なる宗教間での婚姻や性交を刑法によって禁止することを拒否してきた²⁶⁾。ニュルンベルクで決議された血統保護法は、ヒトラーの要望に基づいて唐突に成立したのであるが²⁷⁾、それによってユダヤ人と「ドイツ人または同種の血統の国民」との間の婚姻および婚外交渉が禁止され、違反行為には懲役刑を科すことが

できるようになった。この差別的な人種法規に基づいて、1940年までに1911人が「人種恥辱罪」のかどで法的に有効な処罰を受けた。その後、私的な生活領域を詮索し、密告する行為が日常化した²⁸⁾。ギュルトナーとシュレーゲルベルガーは、党の個々の役職者が法律に基づかずにさらに民法の領域を拡大しようとしたので、それに対して抵抗を試みた。彼らは上級州裁判所長官に対して、例えばユダヤ人への土地の譲渡は現行の法状況に基づけば禁止されていないと指示を出すなどした²⁹⁾。

帝国民法が内務省の責任において成立しただけであれば、ギュルトナーは血統保護法には刑法に関連する箇所があることを理由にそれに関わり、減軽を求めるために尽力すればよかった。人種法規は明らかに彼の感性に反していたが、それにもかかわらず彼は曖昧な役割しか果たさなかった。それは、彼がシュレーゲルベルガーの私設助手のヴォルフガング・ハインツェラーに対して述べた言葉からも明らかである。彼はニュルンベルクからベルリンに戻る途中で次のように述べた。「ほらね、君。今日の午後は何にも得られなかっただろ。違うかな」³⁰⁾。シュレーゲルベルガーは、すでに党大会の会場から戻っており、彼が決議された法律について知ったのは、主要戦犯訴訟で述べたように、「帰途の途中で、新聞か、ラジオを通じてでした」³¹⁾。彼は驚いていた。少なくともすでに引用した言葉から見て取ることができた。すなわち法律が決議された後に、彼がユダヤ人の友人アレクサンダー・コーンに不屈の友情を誓った時の言葉である。この法律に対する彼のルサンチマンは、1938年の著書『第3帝国におけるドイツ法の発展』において婚姻法との関連で述べた非常に簡素な注釈の中に表されていた。「この関係において私が言及しているのは、優生学の促進に関する規定、つまりよく知られたアーリア人立法である」³²⁾。

1938年という年は、ユダヤ人にとって、さらなる時期区分をもたらした。それは、同年3月のオーストリアのドイツ帝国への併合と共に始まった。今や国家社会主義のテロルは、旧オーストリア帝国およびハンガリー王国君主政体の中核国の伝統的に有力なユダヤ人少数派を公然と攻撃した。暴力行為を加え、公然と屈辱を与える行動は、ここでも日常茶飯事であり、オーストリアのユダヤ人をドイツ以外のヨーロッパへ大量に移住させた³³⁾。1938年には、特に経済領域からのユダヤ人の排斥が公式のユダヤ人政策の中心的課題になった³⁴⁾。後の連邦共和国において評論家として有名になったヴォルフガング・ヘーファーメールは、1938年に「ドイツ司法」誌に「ドイツ経済の脱ユダヤ化」という論文を公表した。それは的確であると同時に皮肉でもあったが、彼はその論文の中でユダヤ人をドイツ経済から排除し、彼らから経済的な生存基盤を奪い取る法律と命令を綿密に一覧表にまとめた³⁵⁾。ま

ず内務省は、4月26日、残っているユダヤ人の財産を確定できるようにするために、全てのユダヤ人はその財産を申告しなければならないと指示を出した³⁶⁾。1938年7月6日の営業法を変更するための法律³⁷⁾によって、ユダヤ人は数多くある営業と営業活動の形態から排除された。そうして数年の後に徹底した「アーリア人化競争」へと至った。それまで何の成果も出せなかった人々が、まだ残っていたユダヤ人の経営を奪うために最後の機会を利用しようとした³⁸⁾。その年の末、1938年11月12日のドイツの経済生活からユダヤ人を排除するための命令³⁹⁾、1938年11月23日の同施行令⁴⁰⁾、ならびに1938年12月3日のユダヤ人の財産の保全に関する命令⁴¹⁾が出された。ヘーファーメールの言葉によれば、それらの命令によって、ドイツ経済へのユダヤの影響を完全に取り除き、それによって経済領域におけるユダヤ人問題の最終的解決を図るという目的が全面的に追求された⁴²⁾。

ユダヤ人に対する経済的絶滅作戦行動は、ユダヤ出自の医師や弁護士にも向けられた。医師は人の模範的な存在であるにもかかわらず、それを排除することは、ヒトラーにとって官僚を解任すること以上に重要であった⁴³⁾。その免許は、1938年7月25日に制定され、同年9月30日に施行された帝国民法のための第4次命令⁴⁴⁾によって剥奪できるようになった。内務省によってユダヤ人患者を診る権限が与えられたのは、彼らのうちで僅かしかいなかった。同様の方法は、ユダヤ人弁護士にもとられた⁴⁵⁾。すでに1934年11月、フライスラーは、弁護士法に関する立法を管轄する司法省第4局の責任者であったシュレーゲルベルガー宛に手紙を書いて、ユダヤ人を弁護士会から排除するよう促した。しかし、ギェルトナーとシュレーゲルベルガーは、弁護士職からユダヤ人を完全に排除することに抵抗した⁴⁶⁾。だからヒトラーは、シュレーゲルベルガーがユダヤ人でないかどうかをギェルトナーに確認したのだと、シュレーゲルベルガーは法律家裁判で述べた⁴⁷⁾。しかし、1938年、ユダヤ人に対する経済的絶滅作戦行動が開始され、1938年7月の命令によって医師から免許が剥奪された後では、ギェルトナーとシュレーゲルベルガーは圧力から逃れることはできなかった。ゆえに、ウィーンでは非ユダヤ系の弁護士よりも、ユダヤ人弁護士の方が多く開業するようになった。そのため、帝国民法に関する医師関連の第4次命令に基づいて、1938年9月27日の帝国民法に関する第5次命令⁴⁸⁾が出され、1938年11月30日には、併合以前に旧ドイツ帝国に残っていた約1700人のユダヤ人弁護士⁴⁹⁾を排除する命令が出された。オーストリアのユダヤ人弁護士は、1938年12月31日までに排除されることになった。

限定された人数のユダヤ人の医師にユダヤ人の患者を診ることが許可されたのと同じように、ユダヤ人の元弁護士の一部に対して例外的な規則が適用された。帝国

公民法に関する第5次命令第8条以下によると「ユダヤ人弁護士」の資格が無効であると宣言を受けるまでの間は、「ユダヤ人のための法律相談とその代理」をするための許可を与える権限が司法行政機関に認められた。旧帝国では、172人のユダヤ人弁護士に許可が与えられ、旧オーストリアでは83人のユダヤ人弁護士に許可が与えられた⁵⁰⁾。その命令は、ユダヤ人弁護士の業務の終了を準備した。それは本質的にはシュレーゲルベルガーの功績であった。ただし、彼はニュルンベルクの軍政府裁判所の裁判官に対して、「いわゆるユダヤ人弁護士という地位」⁵¹⁾を確立したのは自分であると自ら主張した。帝国司法省第1局（人事局）で調査官として勤めていたヘルマン・シェーテンザックは、ニュルンベルクの法律家裁判の弁護人によって読み上げられた宣誓供述において、「デア・シュトゥルマー」と「黒い軍団」の両紙がユダヤ人女性と結婚した公証人を攻撃し、またユダヤ人と結婚したユダヤ人・非ユダヤ人の弁護士をも攻撃したが、彼らを防禦し、「ユダヤ人弁護士に特別の保護を与えた」のはシュレーゲルベルガーであった⁵²⁾と述べた。

国家社会主義のドイツは、ユダヤ人の経済的生存基盤を破壊することで満足することはなかった。1938年8月17日の命令⁵³⁾によって、ユダヤ人にはイスラエルまたはサラの洗礼名を付け加える義務が課された。1938年10月5日の命令⁵⁴⁾に基づいて、ドイツがユダヤ人に発行したパスポートには「J」の文字が記載された。ユダヤ人に対する絶滅作戦行動は、1938年11月9日から10日にかけて行われた大規模なポグロムによって頂点に達した。ユダヤ教会に火が放たれ、ユダヤ人が経営する商店のショーウィンドーは破壊され、街路に面した設備と陳列台に石が投げられ、穴だらけにされた。ユダヤ人は街頭に引きずり出され、暴行を受け、一部は殺され、大部分は強制収容所に送られた。ヒトラーとゲッベルスによって意図的に演出されたこの暴力行為の引き金になったのは、ヘルシェル・グリュンシュパンという名の17才の少年の自暴自棄の行為であった。彼は、帝国から追放されたポーランド系ユダヤ人の家系であった⁵⁵⁾。彼がパリ駐在のドイツ大使を殺害したことは明らかであり、大使館第3書記官のエルンスト・フォム・ラートをピストルを用いて殺害したことは事実であった。シュレーゲルベルガーは、この時は外国に滞在しており、後に彼が法律家裁判において断言したように、彼が驚いたことは信じる事ができよう。「私が前任者から聞いたとき、私は家族に対して、私たちはドイツ人であることを恥ずかしく思わなければならないと言いました。それが当時の私の考えであり、今も同じです」⁵⁶⁾。

シュレーゲルベルガーはドイツ人であることを恥ずかしく思ったというが、それは疑わざるを得ないであろう。なぜならば、その翌年に勃発した戦争は、開戦直後

から瞬く間にヒトラーが戦果をおさめ、圧倒的多数のドイツ国民が夢中になって熱狂したが、その熱狂はシュレーゲルベルガーの中でも燃え上がったことは公然の事実だったからである⁵⁷⁾。シュレーゲルベルガーは、この状況のなかで、無条件の服従を義務と感じている兵士の心情を表明した——ただし、彼が兵士であったことは一度もない。この服従には、彼がユダヤ人に対する絶滅作戦行動に歩調を合わせることも含まれていた。それは、個人的な反ユダヤ主義だけでなく、国が戦争状態にある以上、無条件に服従すべき義務があるという意思に基づいていた。彼はそれを部下に対しても繰り返し求めた。彼はほとんど軍人のような姿勢を見せて、体制の敵であることが明らかな敵に対して従順な兵士のように振る舞った。ユダヤ人はその第一順位にいたし、彼もそのように認識していた。許されたのは、明らかな不法を緩和することぐらいであって、命ぜられた服従義務に反することが許されることはなかった。それは、侵略しているのはドイツ人なのに、侵略されていると思ひこみ、外敵と戦うことが必要であると感じさせる倒錯した車陣精神であった。体制による犯罪が行われているときでも、服従の準備をためらうならば、敵に屈した反逆行為という烙印が押された。シュレーゲルベルガーがこの姿勢を自分のものにしたことは、彼が1940年3月に帝国官房長官ランマースに対して行った提案——ネイスンズはそれを引き合いに出している⁵⁸⁾——から伺うことができる。この事務次官はそれに基づいて、弁護士が——官僚も同様である——国家社会主義の国家のために常に、そして無条件に尽くすことをもはや保証しないならば、彼らを職から排除することを提案した。それは、司法省の他の官僚に向けた基準として設けた公式であっただけでなく、自分自身に向けた基準でもあった。

ヒトラーが、1939年9月1日の午前にポーランドへの侵略を開始し、第2次世界大戦を巻き起こし、わずか数週間のうちに、この軍事的に劣勢に立たされた寄り辺なき国を完全に征服した時、彼は国境だけでなく、道義的な障壁も乗り越えた。そこにおいて重要なのは、侵略と征服の戦争を行うことだけでなく、東部の諸民族とヨーロッパ・ユダヤ人に対する絶滅作戦行動を開始することであった。1939年10月8日の布告⁵⁹⁾によって、ポーランド西部地域は帝国に併合され、征服された国のそれ以外の領域は、1939年10月12日の布告⁶⁰⁾によって総督のハンス・フランクの管轄下に置かれた。

ヒトラーはこの時点において、すでにヒムラーの親衛隊と警察組織の協力の下にポーランド人とユダヤ人をポーランド西部から退去させ、大規模な移住行動によって、併合された地域をドイツ化することを決定していた⁶¹⁾。総督管区と呼ばれる区域にいるポーランド人とユダヤ人を、彼がどのようにしようと計画していたかにつ

いては、彼が軍の最高司令部長官のカイテルに述べた発言から明らかである⁶²⁾。「ポーランドの知識人階層が、指導者階層のように振る舞うことを阻止しなければなりません」。「この国は低い生活水準にとどまっています。我々がこの地で希望しているのは、労働力を手に入れることだけです」。それを実行できるかどうかは、「いかなる法的拘束も受けない民族闘争」にかかっている。ヒムラーはこのように発言した。

ポーランド地区において、10月31日、いわゆる暴力行為令⁶³⁾が公布された。それによれば、「他民族」と呼ばれた人々による全ての暴力行為に対して管轄権を有するのは、親衛隊と警察の即決裁判所であった⁶⁴⁾。

司法省は、併合された領域において大きな困難な事態に直面しながら、裁判所組織を構築する努力を重ねた⁶⁵⁾。その一方でヒムラーは、この地においても彼が指揮する親衛隊と警察組織の権限を拡大するために、占領後に生じた混乱した法状況を利用した。治安警察の即決裁判所には裁判所という概念が用いられているが、共通しているのは名称だけであり、とくにポーランドの知識人階層の構成員には手段を選ばないテロ司法が行使された。そのための規範的な基礎などなかった⁶⁶⁾。ヒムラーは、「他民族政策」の問題に関する全般的な管轄権を有していたので⁶⁷⁾、併合されたポーランド地区に対してドイツ刑法を適用することを阻もうとした。ヒムラーがこれによって促したのは、ポーランド人およびユダヤ人の刑事事件に対する管轄権を警察に引き渡すことであった。これに対して、司法省は併合されたポーランド地区にドイツの法制度を広範に広める努力をした。1940年初頭、帝国司法省は、民法および商法の全部と刑法を併合された東部地域に適用するための草案を送付した。後にニュルンベルクにおいて、シュレーゲルベルガーは、併合された東部地域への民法の適用をめぐる紛争が生じたと述べたが、その草案はその紛争を解決するためのものであった。彼は次のように述べた⁶⁸⁾。「一般によくある2つの基本姿勢が設定されていました。一方は属地主義であり、他方は属人主義です。一方は、全ての住人の法の前での平等の原則です——それが帝国司法省の立場でした。他方は、法の前での不平等の原則であり、より大胆に表現するならば、ポーランド人のための身分法でした——それが党の基本的立場でした。後者の原則を貫徹するために、ボルマンとヒムラーは協力していました」。

しかしながら、全ての住民の法の前での平等の原則は、いかなる法的拘束も受けない「激烈な民族闘争」を遂行するヒトラーの目的と一致しなかった。それゆえ、司法省は、併合された東部地域へ刑法を適用するための草案——法律家裁判でのシュレーゲルベルガーの証言によれば、その草案はフライスラーの責任において起

草され、ドイツ人とポーランド人を区別することなく平等に取り扱うことを定めた⁶⁹⁾——を貫くことはできなかった。1940年7月6日の併合された東部地域へドイツ刑法を適用するための命令⁷⁰⁾は、「ドイツ国籍者、ドイツ民族成員および保護国のベーメン人・メーレン人の成員」に適用される一連の特別構成要件を規定していた。その命令によって、ポーランド人とユダヤ人に対する即決裁判法が創設されたことになる。さらにギェルトナーの責任において成立したこの刑法令——シュレーゲルベルガーはそれに関与しなかった——は、軍人に対する暴力行為、ドイツの官庁施設の毀損行為、ドイツの官庁に服従しないよう煽動する行為および銃器を不法に所持する行為に対して死刑を設け、ポーランド人およびユダヤ人に対して過酷な一般条項を定めた。ただし、ほとんどの構成要件において、少なくとも自由刑が定められた。ヒムラーは、警察の責任においてポーランド人とユダヤ人に適用できる刑法を制定することを要求したが、彼はその要求を貫くことができなかった。それは、司法省の成果であった⁷¹⁾。

司法省は、併合された東部地域において民法と商法を施行し、それによって少なくともポーランド人を法的に拘束することを計画したが、その計画に対して威嚇的に抵抗したのは、とくにボルマンであった。1940年8月21日、ボルマンは帝国官房宛てに次のような手紙を書いた。「私に対して報告されているように、ドイツ民法がまだ東部地域において施行されていなかった時期に、ドイツの裁判所は、その法の適用にあたって、ドイツの民族同胞にだけ認められている待遇をポーランド人に与えていました。ドイツ民法を東部地域において施行しようとするこの企てが強化され、始められていることが予想されます。すでに東部地域において刑法を施行したときの経験をここで示したいと思います。ドイツの裁判所がポーランド人とポーランドの諸関係にドイツ民法を適用した際に言い渡した判決が、ドイツの民族同胞の不安をかき立てる恐れがあります。それどころか、個別的な事例では、裁判所の判決を執行しようとしても、警察の措置によって妨げられるに違いありません」⁷²⁾。シュレーゲルベルガーは、頑なな態度をとり続け、1940年9月18日にランマース宛てに次のように書いた。「私は、ポーランド人を私的な法的交渉から完全に排除できないこと、そしてそれに応じてポーランド人を将来においても私権の担い手として、さらに義務を負う者として法秩序によって尊重すべきこと、これらのことを議論の出発点に置いています。そうなれば、彼らもまたこれまで以上に日常的な交渉において法律行為に関与せざるをえなくなるでしょう。買手として、賃借人または小作人として、さらに賃貸人または地主として現れざるを得なくなるでしょう。……私は、ポーランド人に対して、どのような財産を取得しようとも、とくに危険

物を取得しようとも、それを禁止できないと考えています。……あらゆる私法秩序の外部にある例外と考えられる事例の中にポーランド人を位置づけようとするならば、他に類を見ない唯一の、しかもあらゆる植民地において前例のない展開へと道を開くことになるでしょう。私は、そのような可能性を最初から顧慮しないでいられると信じています⁷³⁾。

かなり時間的に遅れたものの、シュレーゲルベルガーは自分の意思を貫くことに成功した。併合された地域における民事司法に関する命令⁷⁴⁾が、1941年9月25日付けで公布された。しかしながら、その命令は第4条と第5条においてポーランドの住民に関して制限を設けた。シュレーゲルベルガーは、法律家裁判において、その制限は「全く意味のない条項」であったと一蹴した。その条項は、党の耳には非常に心地よく聞こえた。また、党の面目を守り、ポーランド人のための特別法を求める主張から距離をとる可能性を党に与えた。第4条は、併合された地域において妥当する法を解釈・適用するにあたり、東部地域の併合から生じた特別の必要性を前提にしなければならないと規定していた。とくに、ある条項が個別的な事例において併合の意義と一致しない結果をもたらす可能性がある場合には、それを適用することはできないとされた。この規定によって、裁判官は現行法に拘束されずに自身の考えに基づいて振る舞うことが事実上許されたのである⁷⁵⁾。第5条は、ポーランド人がドイツ人に対して行った手続上の提案や要求の主張が、上級州裁判所長官の見解によれば、国家的または民族的な重要性に反している場合には、上級州裁判所長官は提案に基づいて手続を打ち切る権限が認められた。上級州裁判所長官は、これについて自ら判断せずに、大管区長官や帝国地方長官に説明を求めることもできた。

シュレーゲルベルガーは、党の要求を阻むことができたこと、「ポーランド人を裁判にかけの際の事前審査」が党の役職者によって行われること、そしてそれが行われなない場合には司法省の指揮下にある上級州裁判所長官がそれを管轄すること、これらのことを法律家裁判において自分の成果であると述べた⁷⁶⁾。最後にシュレーゲルベルガーは、ニュルンベルク裁判の裁判官に対して、民法典とその他の民事法規が地域の全ての住人に対して等しく適用されたと主張した。第4条は、ポーランド人とドイツ人を不平等に取り扱うことができることを定めていたが、裁判官は実際にはそれを比較的控え目に適用したようであった⁷⁷⁾。第4条がより重要な役割を果たしたのは、人種思想によって特に強く支配された領域、つまり家族法および婚姻法だけであった。

ヒムラーとボルマンは、併合された地域において民事法を施行することを阻もう

と試みただけではなかった。峻厳な刑法を強く求めた。すでに1940年10月、ヒムラーの親友のハイドリヒは、併合された東部地域においてポーランド人のために独自の刑法を設ける必要があること、その刑法は実体面においても、また手続面においても、ドイツ人に対して妥当している刑法に必要とされている以上に峻厳でなければならないと、司法省に対して求めた⁷⁸⁾。

ボルマンの態度は、それ以上に明らかになった。彼は、1940年11月20日付けのランマース宛ての手紙の中で、併合された東部地域へ刑法規定を適用することに対して抗議した。7頁に及ぶ手紙の中で、東部地域における法の施行に関するヒトラーの態度に言及した——ボルマンの伝記作家のヨッヘン・フォン・ランクがその手紙に関して自己の見解を述べているが、ボルマンがそれを自分で書いたのではないことは確かである。なぜならば、彼は法学の知識の面においても、用いられた用語の点においても、そのような手紙を書くことはできないからであった。ただし、内容の点においてはボルマンの確信は表現されていた⁷⁹⁾。

この手紙は、その時代の他の文書と同様に、法律問題に対して党が粗野な態度をとったことを明らかにしている。その手紙が長文であるため、ここでは重要な点を再録しておく⁸⁰⁾。

「総統は、東部地域の主管区長官もまた必要な活動の自由を持っていることを強調されました。彼らは自身に課された任務を全うする責任を負っていますが、それは総統に対してだけです。現時点において、帝国法を新しい領域において施行する作業は、再編成のために動員された人々には困難であり、また不可能です。この地において帝国法の施行を可能にする諸関係が次第に出来上がって初めて、その地で全ての条件を整えることができるようになります。しかし、その種の諸関係は、帝国法の施行と同時に整うことはほとんどありえません。主管区長官が新しい領域を旧帝国に併合したとしても、帝国法の施行を問題にすることはできません。総統は、主管区長官から、その地域がドイツ的、しかも純ドイツ的であるという報告だけを求めています、それは10年後でかまわないと強調しておられます。しかし、彼らとその領域をドイツ的なものにするために、どのような方法を用いようとしているのかについては、総統は尋ねませんでした。この地域を獲得するための方法が不正なものなのか、法的に異論のあるものなのかは、たとえ将来的に問われることがあっても、現時点では総統にとっては重要なことではありません」。

つまり、ボルマンは、併合された地域においてドイツ刑法を廃止し、ポーランド人に対する特別刑法を創設することを求めたのである。そうすることで彼が何を想定していたのかは、手紙の最後に明確に書かれていた。

「そのような刑法は、若干の規定に限って定められるだけです。それは、ポーランド人が行うあらゆる秩序違反の態度を可能な限り包摂するように定式化されるに違いありません。このような特別の刑法には、それに相応しい迅速で実効性のある措置を可能にする刑事手続法が対応しなければなりません。1870年に刑法典が成立した時点において被疑者または被告人を保護するために設けられた規定は、今日においても本質的に取り除かれていませんが、それを放棄することが広範囲に実行されなければなりません。時効制度のような形式性に配慮を求める規定も同じように廃止されなければなりません。逮捕の命令、押収の警告および捜索のための令状発布の要件も同様に阻害するものでしかありません。

このような刑事手続は、第1審裁判所で処理されねばなりません。ポーランド人に対して提起されている刑事手続を複数の審級を通じて、それどころか帝国裁判所に至るまで遂行することをポーランド人に認めることは、私には耐えられません。

この手続において自由に行使できる刑罰の手段は、ドイツ人に対して行使できる刑罰の手段と比べると、明らかに峻厳なものですが、いずれにせよ、それは威嚇の視点において、そして東部地域に対する政治的な目標設定の視点において一義的に適用されねばなりません。

その場合、現在の形態における懲役刑は、ポーランド人に対して効きめがないことが考慮に入れられねばなりません。死刑の可能性と並んで、身体刑を導入すること、そしておそらく複数の警察的特徴を伴ったそれ以外の措置を設けることも検討しなければなりません。

このような特別の刑法が司法当局によってポーランド人に上手く適用されるためには、配慮しなければならないことがあります。それは、このような事案の場合、裁判所は、作業の様式と目標の設定の点において、警察的な即決裁判所に可能な限り接近するということです。そのような裁判所は、私の手元に寄せられた報告によれば、非常に信頼されており、その結果、併合された東部地域で刑法を施行することは、残念ですが中止されています。

東部地域において刑法を施行することに伴って発生する危険を除去するのは、このような方法に基づいてのみ可能です」。

帝国官房は、この手紙の複写を司法省に送った⁸¹⁾。その際、ランマースは、ボルマンの手紙からヒトラーの見解が明らかになるということを指摘することも欠かさなかった⁸²⁾。司法省は、それを受けて圧力に屈した。それは、ギュルトナーの在任期間の最後の週であり、かつ生命の最後の週であった。シュレーゲルベルガーは、その案件にはまだ関わってはいなかった。それを取り扱っていたのは、フライス

ラーであった。彼は、ヒムラーがポーランド人およびユダヤ人の刑事手続の単独の管轄権を自己のものにしようとするのを恐れていた。それ以外の点では、司法省の刑事法部会では、1940年6月命令の刑罰枠はその長期も短期も満足のいくものではなく、必要な刑事手続規定を欠いたものでもあるという見解がとられていた⁸³⁾。12月12日、検事長および上級州裁判所長官を招集して開催した会議において、フライスラー議長のもとで、併合された地域におけるポーランド人およびユダヤ人に対する新しい刑罰法規のための原則について一致した見解に至り、それに相応しい命令草案を決議した。その際、ボルマンの手紙に書かれていた要請に基本的に従った。

1941年1月にギュルトナーが逝去した後、シュレーゲルベルガーがその案件に従事するようになったのは、事柄の事情のゆえのことであった。彼は後に法律家裁判で強調したように、「いかなる状況のもとでも、ポーランド人とユダヤ人を裁判手続にかける」という目標を設定した⁸⁴⁾。その際、彼は司法省の管轄権を維持しようとしただけであって、法原則を維持しようとしたわけではなかった⁸⁵⁾。彼は、1941年4月17日付けで、後のポーランド人およびユダヤ人に対する刑法に関する命令の草案を帝国官房に送った。シュレーゲルベルガーは、併合された東部地域に特別裁判所を設置し、「特に迅速で威力のある手続によってポーランド人およびユダヤ人の全ての犯罪と闘争する」ことを中心に進めることを、帝国司法省では当初から追求してきたと添え書きに記し⁸⁶⁾、追求してきたことが成功したことをも示す「非常に興味深い業務の数字」を添え書きで示した。その上で、彼は次のように説明した。「私は、総統がポーランド人は（もちろんユダヤ人も）刑法の領域においてドイツ人とは別に取り扱われねばならないという意思を持ち、それを表明しているのを知った後、併合された東部地域の上級州裁判所長官と検事長との間で準備を重ねて検討し、その上で併合された東部地域および旧自由都市のダンツィヒにおけるポーランド人およびユダヤ人に対する刑事司法に関して添付の草案を用意しました」。その草案では厳罰化が提案されたが、彼はそれを次のように記した。「すでに以前から私は総統の代理人の考えと一致し、ポーランド人は通常の自由刑の執行に対してあまり反応を示さないということを前提にしてきました。それゆえ、私はポーランド人およびユダヤ人が他の受刑者から区別されて収容され、彼らに対する刑が峻厳な形態において執行される管理上の方法について配慮してきました。命令第3号は、さらに一歩進んで、帝国法の禁錮刑および懲役刑の代わりに、それとは異なる新種の自由刑、すなわち懲罰収容所および重懲役収容所を設置しています」。手続法上の峻厳化について、彼は次のように構想した。「手続法の一部には、まず

施行令に従来からある特別規定が含まれています。ドイツの裁判所によって訴追されたポーランド人とユダヤ人には、有罪判決に対する上訴の権利がありますが、それはもう認められません。抗告する権利もありません。再審手続を申請することもできません。有罪判決は、すべて執行できる状態にあります。ポーランド人とユダヤ人は、ドイツの裁判官が予断を持っているとして忌避することは将来に渡ってできません。強制手段の要件が緩和され、彼らに対してその手段を行使することが認められます」。このようにして、4月22日付けの帝国官房の覚書において確認されているように、司法省は、シュレーゲルベルガーの指揮下において、ボルマンの希望を実現したのである⁸⁷⁾。プロシャートは、シュレーゲルベルガーが衝突を引き起こさないために手紙で慎重になりながら、しかも彼の内心の確信に反して行動したというふうに書いている。シュレーゲルベルガーは、手紙で書いた見た目に厳しい調子の主張を法律家裁判において正当化したが、厳罰化を過度な言葉を用いて際立たせ、緩和された規定に対して口をつぐむこと以外に、シュレーゲルベルガーには残された行動はなかった。というのも、帝国官房に対して賛成する以外にやれることはなかったというのである⁸⁸⁾。実際のところ草案は、帝国官房の覚書の中で注意深く記録されているように、ボルマンの要請とは2つの点において異なっていた。ボルマンが特別刑法の施行の権限を帝国総督に与えたいと思っていたのに対して、司法省は帝国令に基づかなければならないと主張した。また、シュレーゲルベルガーは身体刑の導入を求めるボルマンの要請を拒否した。彼はこの点について3月17日付けの手紙のなかで次のように記した。「この種の刑罰を科すことは、私の考えではドイツの文化状況から見ると、相応しいものではありません。それゆえ、私はそれへの同意を宣言できません」。

シュレーゲルベルガーは、1941年の夏にヒムラーから話し合いの申し入れがあったと述べた。それは、「私がヒムラーと持った唯一の話し合い」⁸⁹⁾であった。ヒムラーは、その話し合いの中で、彼がヒトラーのところに向かう途中であり、ポーランド人とユダヤ人の犯罪行為がどこで実行されたのかはともかく、その刑事事件を警察に引き渡すことについて司法省の賛同が必要であると、自らシュレーゲルベルガーに対して述べた。しかし、彼——シュレーゲルベルガー——が、その問題は国防衛を象徴する機関によってそのうち新たに規律されるに違いないとヒムラーに伝えたときから、ヒムラーは距離を取り始めた。

併合された東部地域におけるポーランド人およびユダヤ人に対する刑事司法に関する命令は、1941年12月4日⁹⁰⁾、ゲーリング、フリックおよびランマースの署名によって公布された。その命令によって、法律による法の解体が第3帝国にもたらさ

れた。それは失策であると評価されたが、それには十分な根拠がある⁹¹⁾。その実体法の部分に関しては、一方では1940年6月の命令に定められていた犯罪構成要件の全てが継承され、他方ではそれらの構成要件には基本構成要件が先行して定められ、さらに一般条項が受皿構成要件として付け加えられてた。基本構成要件では、「憎悪に満ちた、または煽動的な行動によってドイツに対する敵対的な心情を表明すること」が死刑に値する犯罪であることが明言されていた。刑法第2条⁹²⁾に対応する命令第2条の受皿構成要件は、「ポーランド人が、ドイツの刑罰法規の基本思想に照らして、併合された東部地域において成立している国家的必要性を理由に処罰に値する行為を行った場合」、その人物を処罰することができると定めている。処罰するためには、第1条第1項に定められた「一般的な服従義務」に違反することですでに十分であった。それにより、ポーランド人刑法令は、「異民族」(ポーランド人およびユダヤ人)のために開かれた特別刑法の最初で、かつ威嚇的な例になった。それは近代刑法史上、異論の余地のない新しいものであった⁹³⁾。

それに関して言えば、ポーランド人刑法令の新しい性質は、とりわけ刑罰威嚇の強化と訴訟手続の脱法化の点に現れていた⁹⁴⁾。自由刑は、将来的にはもはや監獄や刑務所で執行されるのではなく、懲罰収容所、すなわち強制収容所(第3条第1項)で執行されることになった。死刑は、法律がそれを規定していなくても、つまり「行為が特別に下劣な心情によって実行されたか、あるいはその他の理由から特別に重大なものである場合」に科せるようになった。そのような場合、少年に対しても死刑を科すことができた(第3条第2項)。

有罪判決は直ちに執行でき(第6条第1項)、上訴は検察官しか請求できなくなった。裁判官が予断を抱いていることを理由に忌避することは、ポーランド人とユダヤ人には認められず(第7条)、彼らには宣誓証人になることは許されなかった(第8条)。

この刑法令の公式の目的は、ドイツの占領権力による秩序の維持ではなく、絶滅による威嚇であった⁹⁵⁾。フライスラーは、「ドイツのポーランド人刑法」に関して「ドイツ司法」誌⁹⁶⁾に3回に渡って掲載された連載の論文の中で、その命令の「政治的性格」を歯に衣を着せずに指摘した。そこにおいて彼は、併合された東部地域を「異論の余地がないほど、また変更の余地がないほど強化されたドイツ法に従って、安定的で正しいドイツの秩序を伴ったドイツの大官区として再生する」⁹⁷⁾という点に政治的な目標設定を見出した。最終的に重要であったのは、過酷な刑法による屈服と追放——それは絶滅作戦行動に匹敵した——に対するポーランド人の抵抗を粉砕することであった⁹⁸⁾。フライスラーの論文は、その本質において非社会的で

あるだけでなく反社会的でもある「ポーランド的なもの」に対する唯一の煽動であった⁹⁹⁾。その反面、フライスラーは、正義感が「ドイツのポーランド人刑事司法」にも内在していなければならないことを指摘した¹⁰⁰⁾。

シュレーゲルベルガーは、「ドイツ人に対する手続の場合と同様にポーランド人およびユダヤ人に対する手続に際しても、最大限の注意を払うべき慎重な議論を検察官のみならず裁判官にも」行わせるために、正義感をもって行動するよう働き掛けた¹⁰¹⁾。しかし、現実とは異なる様相を呈した。なぜならば、併合された東部地域における死刑の率がポーランド人刑法令の施行によって異常なほど高くなり、1942年だけ見ても、およそ1100人から1200人のポーランド人とユダヤ人がその犠牲になったからであった¹⁰²⁾。

ニュルンベルクの法律家裁判の判決の中で、アメリカ占領地区の裁判官は、シュレーゲルベルガーがポーランド人およびユダヤ人刑法令に対して共同責任があることに基づいて、ポーランド人およびユダヤ人への人種主義的迫害に対する関与に責任があるだけでなく、ハーグ条約においても定められている戦時法および戦時慣習法の違反行為にも責任があると判断した¹⁰³⁾。シュレーゲルベルガーは、自己を防禦するために、「主としてポーランド人およびユダヤ人の刑法令は、ポーランド人およびユダヤ人に対して裁判手続と裁判に基づく判決を保障するものであり、これによってこれらの被告人が裁判を受ける権利を保障されずに警察に引き渡されるのを防ぐことができました」¹⁰⁴⁾と述べた。物事を単純化し、一つにまとめることは、ニュルンベルクの検察官の代表にとって次のことを意味した。「その時期に25人を殺害しようとした人が他にいたという理由で、5人を殺害した責任が自分にあると主張できないと言うつもりでしょうか。そのような主張を弁護と名づけているようですが、そのような主張に対して尊重の意思を表明することはできません」¹⁰⁵⁾。プロシャートは、ヒムラーによって追求されたポーランド人に対する刑事司法の唯一の管轄という点から見て、この命令を「やや小さめの悪」と特徴づけたが¹⁰⁶⁾、これに対してシュミンク＝グスタヴスは、シュレーゲルベルガーも司法省も、ポーランド人およびユダヤ人刑法令によって承認された絶滅司法それ自体を疑問視しなかったと的確に指摘した¹⁰⁷⁾。マイヤーは、シュレーゲルベルガーが実際には完全に反対側の立場を引き継いだと記している¹⁰⁸⁾。ネイスンズにあつては、シュレーゲルベルガーは自ら進んで、そして司法省は——実際以上に——ヒムラーとボルマンの道具になったと述べている¹⁰⁹⁾。

ポーランド人およびユダヤ人刑法令は、ユダヤ人にはほとんど適用されなかった¹¹⁰⁾。1941年10月以降、帝国では大量の追放が行われた。その目的は、もはや東

部にいるユダヤ人の排除ではなかった。むしろ数百万人もユダヤ人は、殺害されるべき運命にあった¹¹¹⁾。ポーランド西部の併合された地域は、それゆえに途中下車駅のようなものであった。そのため、併合された地域にいたほとんどのユダヤ人は、親衛隊と警察だけが管轄するゲットーに集団的に収容され、その他のユダヤ人は命令が公布された時点では、すでに排除されていた。併合された地域の一部であったライヒスガウ・ヴァルテラントにはクルムホフと呼ばれる町があり、そこは1941年12月に最初の大量絶滅計画殺人センターが稼働したところであった¹¹²⁾。1942年2月にはアウシュヴィッツで、3月にはベルツェクで、4月にはソビボルで、そのセンターが稼働した。歴史上、数多くの民族謀殺が行われてきたが、ベルトコンベアで人を殺害するようなことはそれまではなかった。

治安警察長官のハイドリヒは、ゲーリングから、「ヨーロッパにおいてドイツの影響下にある地域のユダヤ人問題を全面的に解決する」ために準備するよう依頼を受け、1941年11月29日、「解決会議」の招集状を送達した¹¹³⁾。招集状の1通は、シュレーゲルベルガーにも送られた。つまり、彼——ハイドリヒ——は、この問題に認められるべき大きな意義に直面し、最終的解決を行う関係から、なおも残されている作業に従事する官庁の統一的な見地を確立するために、この問題を会議で検討することを提起したのである。ユダヤ人は、1941年10月15日以降、帝国領域および保護領域のベームおよびマーレンから東部へと走る輸送列車によって移送されたので、なおのことその問題の検討を提起したのである。1942年1月20日、ベルリン＝ヴァンゼーの別荘を所在地とする帝国保安省において開催された会議には、党の最高指導部と高級官僚のグループが姿を現した。司法省を代表したのは、ローラント・フライスラーであった。ハイドリヒは、出席者に対して、移住の代わりに移送が行われたことを説明し、移送されるべきヨーロッパ・ユダヤ人教区が記録された一覧表を提示した。移送されるべき者がガス室で殺害されることになっていることは、明示的に述べられなかったものの、人間の物理的な絶滅が重要な課題であるというハイドリヒの冷酷で官僚的に定式化された言葉が出席者に明らかにされた。これによって、シュレーゲルベルガーもヨーロッパ・ユダヤ人の大量絶滅計画について知ることになった。大量の殺人がガスによって実行されることは、彼には容易に見当がついた。というのも、彼は、安楽死の犠牲者を出したときに、それと同じ殺害の実践方法が採用されたことを記憶していたからである。

純血ユダヤ人の運命は、そのときすでに確定していた。それに対して、いわゆるユダヤ混血種のその後の運命は、まだ決まっていなかった¹¹⁴⁾。ユダヤ混血種は、第1等級と第2等級に区別された。前者のもとで理解されたのは、ユダヤ教会に所

属せず、またユダヤ人と結婚していない全てのユダヤ人ハーフであり、後者のもので理解されたのは、全てのユダヤ人クォーターである。この差別方法は、長い間あまり重視されていなかった。ヒルベルクの主張によると、1939年の時点において、旧帝国、オーストリアおよびズデーテン地方には、これらのカテゴリーに属する人々が6万4千人いた。1941年に党のグループの中から、そのような人々をユダヤ人と同列視するよう求める要求があげられた。1941年10月13日、帝国官房長官のランマースと党独自の人種政策局責任者のグロスとの間で協議が持たれ、その場においてランマースはすでに、第1等級以外の混血種が誕生することを阻止するために、その全員に断種措置を講ずることに同意すると宣言した。1月20日の会議の場で、移送を免除する代わりに、自発的に断種措置を受けることを選択するよう迫ることが提案された。しかし、一致を見なかったため、混血種の問題について審議するために、1942年3月6日、アイヒマンを議長とする第2回目の「最終的解決会議」が招集された。その時、司法省を代表して出席したのは、上級州裁判所のマースフェーラーであった。内務省事務次官のシュトゥッカートが自ら強制断種を提案し、それに固執したので、党官房の代表は、混血種は東部にいる純血ユダヤ人と同じ方法で追放されるべきである、つまり殺されるべきであると求めた。

シュレーゲルベルガーは、司法省から参加していた調査官から、このような状況について報告を受けて、党の代表が今やユダヤ混血種が生きながらえることさえも問題視していることを、その要求から認識することができた。それにもかかわらず、彼は、その後起こる全般的な状況の恐ろしさを、すなわちガスによる計画的な大量殺人が起こることを指摘しなかった。その代わりに、彼は法律家裁判において次のように定式化した。「すでに長きに渡って定言的に主張されてきた党の要求は、それによって実現を見ました。そして、ユダヤ人に対する措置がその当時すでにどの程度推進されていたのかを考えると、今やユダヤ混血種の運命の問題は切迫した段階に入っていたと認識せざるをえませんでした」¹¹⁵⁾。

シュレーゲルベルガーは、法律家裁判において証言したように、「そのことについては道義的な責任を感じていました」ので、ユダヤ混血種の問題に対して、自ら大胆な試みを行うことを決意した。彼は1942年3月12日付けでランマース宛てに手紙を送り、その中で3月6日の会議の提案に関して、「その大部分について、完全に不可能である」と特徴づけた。その後、1942年4月5日には、1月20日のヴァンゼー会議に参加した最も重要な人物宛てに手紙を送った。ニュルンベルク主要戦犯訴訟の検察側代表のケンプナーは、後にその手紙を「恐るべき文書」であると特徴づけた¹¹⁶⁾。シュレーゲルベルガーは、その中で、ユダヤ人問題の最終的解決のた

めの措置は、第2等級のユダヤ人混血種に及ぼすべきではないと求めた。しかし、彼は第1等級の混血種に関しては、次のような見解を主張した。

「この混血種を純血ユダヤ人と同等に扱い、それと結びつける形で混血種を追放するよりも、混血種の生殖を阻止することを優先すべきです。もはや生殖能力のないユダヤ人ハーフを移送することは、相当ではないでしょう。そのようなユダヤ人ハーフとドイツ血統の人の婚姻を解消することに対して、民族が関心を持っているかという、持っていません。

生殖能力のあるユダヤ人ハーフに対しては、避妊措置を受けるか、それとも移送されるか、いずれかを選択させるべきです¹¹⁷⁾。

シュレーゲルベルガーは、その提案——もちろんすでに他人が行ったものである——によって、ユダヤ人ハーフに対して「2つの等しく恐ろしい可能性」の中から1つを選択させることを求めた¹¹⁸⁾のである。その提案が却下された後、シュレーゲルベルガーによって大量断種のための手続が考案され、その報告が出されたとき、党の代表と政府の役人は1942年10月27日の第3回「最終的解決会議」において、自由意思に基づいて行われる断種計画という点で意見の一致を見た。しかし、そのようなユダヤ人混血種の大量断種は、なおも不可能であることが判明した。その結果、混血種は結局のところ移送されることも、また断種されることもなく、比較的邪魔されずに千年帝国を生き延びることができた。

シュレーゲルベルガーの提案が恐ろしい現実と化するのを阻んだのは、結果的にはそれが技術的に困難であったからである。彼は、自由意思に基づく断種によって移送を免れることを提案したのは混血種の人々であり、自身は彼らの手助けをしたかっただけだと、ニュルンベルクで自己を正当化した。「倫理的命令が私に託したとおりに、私は行動しました。私には、無数の人々が破局的な展開に遭遇するのを防ぐ目的しかありませんでした¹¹⁹⁾」。しかしこれには、最終的解決会議の場で話し合われた問題は、直接的には司法省の管轄権に関するものであるという事情があった。ハイドリヒは、異なる宗教の者と婚姻を交わしたユダヤ人全員を移送していたので、非ユダヤ系の配偶者に対してどのような対応をとるべきかという問題が発生した。強制的に離婚させることが検討された。3月6日の会議の場で、非ユダヤ系の配偶者が一定の期間内に離婚を申請した場合、検事局が離婚を申し立てることが最終的に決定された。第1等級のユダヤ人混血種の場合、同様の手続がとられることになった。治安警察と秘密情報機関の長官が、配偶者がユダヤ人または第1等級の混血種であると判断した場合、その判断は裁判所に対して絶対的な拘束力を持つとされた。シュレーゲルベルガーは、1942年4月8日の手紙の中で、検事局

の申し立てに基づく強制離婚に対して反対を表明した。その代わりに、ユダヤ人がテレジエンシュタットにある高齢者ゲットーと呼ばれる施設に移送される場合には、非ユダヤ系の配偶者の同伴を許可することを提案した。しかし、1942年10月27日の第3回「最終的解決会議」において、第2回会議の決定が承認されたにもかかわらず、彼の提案は受け入れられなかった。彼が強制離婚に反対したのは、もしも強制的に離婚させたならば、東部において行われている大量絶滅を秘密にすることが危うくなるからだったのかもしれない。

司法省の管轄権を警察から守ることに関しては、シュレーゲルベルガーにとっても、実際のところあまり重要なことではなかった。従って、混血種の運命がシュレーゲルベルガーにとって特に重要であったとは実際には思われえない。1942年は、ドイツの権力がヨーロッパおよびアフリカに向けて最大限に拡張した年であった。ユダヤ人混血種の運命をめぐる議論はそのような時期に行われた。それは、シュレーゲルベルガーと帝国の最高位に就いている他の責任者が、どれほど人間面において破滅の深みに落ち込んでいたかを示している。彼らはヒトラーに対して服従したのであるが、それに歯止めをかけることはまだ可能であった。軍事のおよび技術的な障壁によって歯止めをかけられる余地はまだ残されていた。

- 1) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), Das "Nürnberger Juristenurteil", S. 202.
- 2) RGBl. 1941 I, S. 759.
- 3) Vgl. Hilberg, Die Vernichtung der europäischen Juden, Band 1, S. 56 ff.
- 4) Hilberg, a.a.O., Band 3, S. 1061.
- 5) それに関する叙述は、次のものを参照されたい。Barkai, Vom Boykott zur "Entjudung", S. 23 ff. 大都市の「比較的裕福な地区」の堅実な層の人々は最初はためらっていたが、突撃隊は比較的貧困な地域と人里離れた地域では不断に暴れ狂っていたと記している。
- 6) 個別的には、次のものを参照されたい。Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung im "Dritten Reich", S. S. 49 ff. Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, S. 322 ff. Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Im Namen des Deutschen Volkes, S. 71 ff.
- 7) Vgl. dazu Göppinger, a.a.O., S. 62 ff.
- 8) Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 323, Fn. 12.
- 9) Zitiert nach Göppinger, a.a.O., S. 57.
- 10) ヒンデンブルクの手紙の引用は、Hilberg, a.a.O., Band 1, S. 88 f. からのものである。
- 11) Nathans, Franz Schlegelberger, S. 24.
- 12) RGBl. 1933 I, S. 175.
- 13) RGBl. 1933 I, S. 188.
- 14) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4346.
- 15) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4347.

- 16) 的確な記述をしているのは, Nathans, Franz Schlegelberger, S. 26 Fn. 80. である。シュレーゲルベルガーは、ヒトラーが実行を検討していることは「耐え難い」ことであるとかつて述べたかもしれないが、それは非常に疑わしい。別の観点から見ると、彼は自分の役割を申し出していたからである。
- 17) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 434f.
- 18) Zitiert nach Nathans, Franz Schlegelberger, S. 42.
- 19) Vgl. dazu Nathans, a.a.O., S. 43; Godau-Schüttke, Rechtsverwalter des Reiches Dr. Curt Joël, S. 220 ff.
- 20) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 434f.
- 21) Schlegelberger, Vom Beruf unserer Zeit zur Gesetzgebung, S. 7 f.
- 22) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 434f.
- 23) Beide RGBl. 1935 I, S. 114f.
- 24) RGBl. 1935 I, S. 1333.
- 25) Göppinger, a.a.O., S. 77. は、そのように述べている。
- 26) 血統保護法の前史に関しては, Gruchmann, a.a.O., S. 868. を参照されたい。
- 27) ニュルンベルク人種法の成立に関する具体的な記述は, Hilberg, a.a.O., Band 1, S. 73 ff. において確認することができる。
- 28) Gruchmann, a.a.O., S. 879.
- 29) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 878, Fn. 53a.
- 30) そのように叙述するものは, Heintzeler, Im Jahrhundert extremer Turbulenz, S. 69. ハイנטツェラーは、ニュルンベルク党大会後に帝国司法省の職を辞し、ルドルフ・レーマンの仲介で I G ファーベンに雇用された。
- 31) シュレーゲルベルガーの証言は、次の公式文書のドイツ語版に掲載されている。Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band XX, S. 293.
- 32) Schlegelberger, Die Entwicklung des deutschen Rechts im Dritten Reich, S. 7.
- 33) Vgl. die Darstellung bei Fest, Hitler, S. 755.
- 34) Vgl. Arndt, Antisemitismus und Judenverfolgung, in: Broszat / Möller (Hrsg), Das Dritte Reich, S. 209 ff, S. 220.
- 35) Herfermehl, Die Entjudung der deutschen Wirtschaft, in: DJ 1938, S. 1981 ff.
- 36) RGBl. 1938 I, S. 414.
- 37) RGBl. 1938 I, S. 826.
- 38) それに関する叙述は, Barkai, a.a.O., S. 142. を参照されたい。
- 39) RGBl. 1938 I, S. 1580.
- 40) RGBl. 1938 I, S. 1642.
- 41) RGBl. 1938 I, S. 1709.
- 42) Herfermehl, a.a.O., S. 1981.
- 43) Hilberg, a.a.O., Band 1, S. 131.
- 44) RGBl. 1938 I, S. 969.

不法に仕えた法律家（５）（フェルスター）

- 45) それに関する詳細な叙述は、Gruchmann, a.a.O., S. 174 ff. を参照されたい。
- 46) ドイツ弁護士会元会長ルドルフ・ディクスは、法律家裁判の弁護側の宣誓証人として出廷し、弁護人は彼の宣誓確認書を読み上げた。弁護人はその中で、ユダヤ人弁護士であるディクスが1933年4月に弁護士会に入会するにあたって、彼を支援したのがシュレエーゲルバルガーであったことを確認した。Protokoll des Nürnberger Juristenprozesses, Protokoll (d), S. 4623.
- 47) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4347.
- 48) RGBl. 1938 I, S. 1403.
- 49) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 174, Fn. 27.
- 50) Gruchmann, a.a.O., S. 182.
- 51) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4647 f.
- 52) Protokoll des Nürnberger Juristenprozesses, Protokoll (d), S. 4613. に再掲されている。
- 53) RGBl. 1938 I, S. 1044.
- 54) RGBl. 1938 I, S. 1342.
- 55) それに関する叙述については、Reuth, Goebbels, S. 394 f. 参照されたい。
- 56) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4346.
- 57) 対フランス戦の勝利に対する国民の反応については、Fest, a.a.O., S. 867 f. を参照されたい。
- 58) Nathans, a.a.O., S. 55.
- 59) RGBl. 1939 I, S. 2042.
- 60) RGBl. 1939 I, S. 2077.
- 61) それに関して詳細なのは、Broszat, Nationalsozialistische Polenpolitik 1939-1945, S. 18 ff.
- 62) それは、Broszat, a.a.O., S. 22. の叙述から引用した。
- 63) Verordnungsblatt für das Generalgouvernement 1939, S. 10.
- 64) それに関して詳細なのは、Majer, "Fremdvölkische" im Dritten Reich, S. 886 ff.
- 65) Vgl. Broszat, a.a.O., S. 137 f.
- 66) それに関して詳細なのは、Majer, a.a.O., S. 796 ff.
- 67) Broszat, a.a.O., S. 141.
- 68) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4379.
- 69) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4383.
- 70) RGBl. 1940 I, S. 844.
- 71) Broszat, a.a.O., S. 146.
- 72) 引用は、Protokoll des Nürnberger Juristenprozesses, Protokoll (d), S. 4380. からのものである。その書簡は、Nathans, a.a.O., S. 62 f. においても要約されて掲載されている。
- 73) 引用は、Nathans, a.a.O., S. 63. からのものである。
- 74) RGBl. 1941 I, S. 597. この命令に関しては、公布された同じ日に、併合された東部領域における民事法に関する施行令が出された。RGBl. 1941 I, S. 599.
- 75) Majer, a.a.O., S. 837.

- 76) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4382 f.
- 77) Majer, a.a.O., S. 841.
- 78) Vgl. dazu Nathans, a.a.O., S. 64.
- 79) Vgl. von Lang, Der Sekretär, S. 160 f.
- 80) その書簡の全文は、 von Lang, a.a.O., S. 460 ff. において掲載されている。以下では、この書簡からの引用は同書による。
- 81) Nathans, a.a.O., S. 64, Fn. 265.
- 82) Nathans, a.a.O., S. 65.
- 83) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4384.
- 84) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4385.
- 85) Broszat, a.a.O., S. 149. Gruchmann, a.a.O., S. 1145. は、 フライスラーが法思想よりも管理思想を重視していることの一例としてポーランド人およびユダヤ人刑法令を挙げている。
- 86) Zitiert nach Broszat, a.a.O., S. 149.
- 87) 覚書は、 Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Im Namen des Deutschen Volkes, S. 227. に全文が掲載されている。
- 88) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4385.
- 89) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4386.
- 90) RGBl. 1941 I, S. 759.
- 91) So Broszat, a.a.O., S. 152. 以下も同様である。
- 92) 1935年6月28日の刑法典の変更に関する法律によって施行された。RGBl. 1936 I, S. 839.
- 93) So Majer, a.a.O., S. 747.
- 94) So Schminck-Gustavus, NS-Justiz und Besatzungsterror, in: Paech/ Stuby (Hrsg.), Wider die "Herrschende Meinung", S. 13 ff. (S. 33).
- 95) So Majer, a.a.O., S. 746.
- 96) Freisler, Das deutschen Polenstrafrecht, in: DJ 1941, S. 1129 ff, DJ 1942, S. 25 ff, und DJ 1942, S. 41 ff.
- 97) Freisler, a.a.O., in: DJ 1942, S. 25 ff (S. 30).
- 98) 上述の1941年4月22日の帝国官房の覚書には、 次のように書かれていた。「草案は、ポーランド人およびユダヤ人に対する仮借のない特別刑法を提案している。それは、幅広い構成要件を定式化し、いたるところで死刑を許容している」。その引用は、 Bundesminister de Justiz (Hrsg.), a.a.O., S. 227.
- 99) Freisler, a.a.O., in: DJ 1941, S. 1129 ff (S. 1130).
- 100) Freisler, a.a.O., in: DJ 1942, S. 25 (S. 30).
- 101) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4387.
- 102) 詳細は、 Majer, a.a.O., S. 788ff. Broszat, a.a.O., S. 175. は、 併合された地域にあるドイツの裁判所は、 ポーランド人刑法令によって課された威嚇司法という任務をあまり遂行しなかったが、 裁判官は国家社会主義の目的によってしばしば憂慮すべき墮落した状態に陥ったと述べている。

- 103) Abgedruckt bei Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 219.
- 104) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4389.
- 105) Protokoll des Juristenprozesses (d), S. 9230.
- 106) Broszat, a.a.O., S. 152.
- 107) Schminck-Gustavus, a.a.O., S. 13 ff (S. 30).
- 108) Majer, a.a.O., S. 754 f, Fn. 137.
- 109) Nathans, a.a.O., S. 68.
- 110) So jedenfalls Broszat, a.a.O., S. 152, Fn. 2.
- 111) Vgl. Hilberg, a.a.O., Band 1, S. 221.
- 112) 死の収容所における大量殺人に関する一覧表に関しては、次のものを参照されたい。
Hilberg, a.a.O., Band 2, S. 956.
- 113) いわゆるヴァンゼー会議をめぐる経過についての詳細な説明は、次のものを参照されたい。Hilberg, a.a.O., Band 2, S. 4200 ff. それに関する簡略的な説明は、次のものを参照されたい。Bracher, Die deutsche Diktatur, S. 462 f.
- 114) この点に関して最良の文献は、Hilberg, a.a.O., Band 2, S. 436-449.
- 115) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4349.
- 116) Vgl. Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band XX, S. 300.
- 117) Zitiert nach Michaelis/Schraepfer, Ursache und Folgen, Band 11, S. 430 f. それに手紙の全文が掲載されている。その手紙は、次のものにも掲載されている。Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band XXXIV, S. 118 ff.
- 118) 後にアメリカ占領地区軍政府裁判所は、そのように定式化した。それは、次のものに掲載されている。Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 219.
- 119) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4352.